Case3 (2021.1.18 報告)

70 代 女性

主訴:転倒による肩関節の打撲

診断名: 肩関節離開、鎖骨遠位端骨挫傷、僧帽筋損傷、棘上筋腱の変性

関わった医療機関(施設):整形外科、鍼灸院

電動自転車の転倒による肩関節の打撲に伴う可動域制限・痛みで鍼灸院に来院されたが、鍼灸不適 応を否定することが出来なかったために、整形外科での精査をお願いした症例。

寸評: 転倒に伴う痛みを主訴として鍼灸院を受診するケースは多い。しかし鍼灸院では検査機器がないため関節の正確な状態を把握する事は出来ない。徒手検査や可動域をみて鍼灸の適応を判断できるケースもあるが、今症例では判断することが出来なかった。整形外科での検査の結果、重大な器質的損傷は診られないとの事で、鍼灸施術も継続となった。また、患者からも感謝されたとの報告であった。

地域完結型医療モデルでは、かかりつけ医の存在が重要である。地域で鍼灸院が連携に参加するには、患者の訴えに対して診断がある事が大切だ。整形外科と鍼灸院の連携もスムーズにという課題への意見があった。